

未来3技術等開発促進伴走支援事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、未来3技術（AI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材）等を活用して新技術・新製品を開発する県内ものづくり中小企業者等に対し、専門家を派遣して企業の技術的な強みや市場動向を踏まえた県内中小企業の新技術・新製品開発の進め方や販路開拓方法について指導・助言等を行うこと等により、企業の競争力強化を図る。

(用語の定義)

第2条 この要領における「中小企業者」とは、県内に事業所を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。

2 この要領における「専門家」とは、産業や技術分野等に精通し、知事が派遣指導の依頼をした者をいう。

3 この要領における「派遣指導」とは、専門家が中小企業者に対して、企業の実態を把握した上で、企業の技術的な強み等の分析手法、展示会等での市場動向調査方法、新技術・新製品開発の進め方、連携・販路開拓方法等についての指導及び助言することをいう。

(支援の対象)

第3条 支援対象となる中小企業者は、派遣指導により、支援の効果が期待できる状況にあると判断される中小企業者

(派遣指導の申請)

第4条 派遣指導を希望する中小企業者は、「未来3技術等開発促進伴走支援事業申請書」（別記様式1）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書が提出されたとき、知事は、専門家と協議の上、実施の適否を決定し、申請者へ通知するものとする。

3 知事は、派遣指導を受けることが認められた者（以下「派遣決定企業」という。）及び専門家と協議の上、指導内容及び派遣指導回数を決定するものとする。ただし、派遣指導回数は原則5回以内とする。

4 派遣指導1回当たりの指導時間は3時間程度とする。

(専門家の責務)

第5条 専門家は、派遣決定企業の要請に応じて、誠実に責務を遂行しなければならない。

(秘密保持)

第6条 専門家は、別に定める秘密保持に係る誓約書を派遣決定企業に対して提出するものとする。

(報告)

第7条 派遣決定企業は、派遣指導1回ごとにその内容について、「未来3技術等開発促進伴走支援事業実施状況報告書（派遣受入企業用）」（別記様式第2）により、知事に

報告するものとする。

- 2 専門家は、派遣指導1回ごとにその指導内容について、「未来3技術等開発促進伴走支援事業実施状況報告書（専門家用）」（別記様式第3）により、知事に報告するものとする。

（派遣指導の経費等）

第8条 専門家に対する謝金は、派遣指導1回あたり3万円とする。

- 2 知事は、前条による報告書をすべて受理した後、速やかに専門家に謝金及び旅費を支出するものとする。
- 3 専門家の派遣指導に要する旅費は、職員等の旅費に関する条例（昭和36年12月21日条例第49号）に準じて算出するものとする。

（損害賠償）

第9条 専門家の派遣指導に伴い発生した事故、損害等については、次の各号により処理するものとする。

- (1) 専門家の事故、傷病等については、栃木県及び派遣決定企業はその責を負わない。ただし、派遣決定企業の故意又は重大な過失により、専門家に損傷を与えた場合は、当該派遣決定企業がその責を負う。
- (2) 専門家の指導・助言等により、派遣決定企業に損害が生じた場合であっても、栃木県及び専門家はその責を負わない。ただし、専門家の故意又は重大な過失により派遣決定企業又は第三者に損害を与えた場合は、当該専門家がその責を負う。

（派遣の中止）

第10条 知事は次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣指導を中止することができる。

- (1) 派遣決定企業から、派遣指導の中止等について申し出があり、知事が適当と認めた場合
- (2) その他、派遣指導の中止が適当と認められる事由が発生した場合

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6(2024)年4月1日から施行する。

未来 3 技術等開発促進伴走支援事業申請書

年 月 日

栃木県知事 様

(申請者)

所在地

名称

代表者名

次のとおり、派遣指導を受けたいので、未来 3 技術等開発促進伴走支援事業実施要領第 4 条第 1 項の規定により、申請します。

業 種		資本金	千円
従業員数	人 (正社員 名)	創業年月	年 月
事業内容 (主要取扱製品等)			
主な製造工程			
強みの固有技術・ 技能			
自社の現状・課題			
支援を受けたい事項			
派遣を受けるに当た っての意欲、期待す ること			
連絡担当者	職名	氏名	
	電話		
	Email		

※会社案内等を添付してください。

※本内容は、派遣企業の選定、専門家からの助言等のための基礎情報として活用し、それ以外の目的には使用しません。

未来 3 技術等開発促進伴走支援事業実施状況報告書
(派遣受入企業用)

年 月 日

栃木県知事 様

(派遣受入企業)

所在地

名称

代表者名

(専門家)

名称

氏名

次のとおり、未来 3 技術等開発促進伴走支援事業実施要領第 9 条第 1 項の規定により、報告します。

1. 派遣指導日時

第 回	年 月 日 : ~ :
-----	-------------

2. 派遣指導の結果・状況等 (できるだけ具体的に記入してください)

【指導を受けた内容】
【今後の対応】 (最終回は【総括】)

※ 毎回指導終了後に提出をお願いします。

(次回指導予定: 年 月 日)

未来3技術等開発促進伴走支援事業実施状況報告書
（専門家用）

年 月 日

栃木県知事 様

（専門家）

名 称

氏 名

（派遣受入企業）

名 称

次のとおり、未来3技術等開発促進伴走支援事業実施要領第9条第2項の規定により、報告します。

1. 派遣指導日時

第 回	年 月 日 : ~ :
-----	-------------

2. 指導の結果・状況等（できるだけ具体的に記入してください）

【指導を受けた内容】
【今後の対応】（最終回は【総括】）

※毎回指導終了後に提出をお願いします。

（次回指導予定： 年 月 日）